

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委 託 業 務 名	庁舎非常用自家発電設備保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	庁舎本館、新館、別館、第二別館の各地階及び新館屋外にある非常用自家発電設備の消防法に基づく保守点検
契 約 期 間	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 1 日
契 約 金 額	4, 8 4 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 尼崎市潮江一丁目 3 番 3 0 号 〔名 称〕 ヤンマーエネルギーシステム株式会社大阪支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本設備は庁舎本館屋外、新館地階及び屋外、別館地階、第二別館地階設置の非常用自家発電設備であり、有事の際の電力供給によって、防災拠点としての庁舎の機能を維持するためには、当該業務における点検とあわせて部品交換を行い、当該機器を適切に維持管理することが重要となる。 本設備については製造業者である当該業者でしか適切な部品調達・交換を行うことができないことから、本設備の製造業者である当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。